

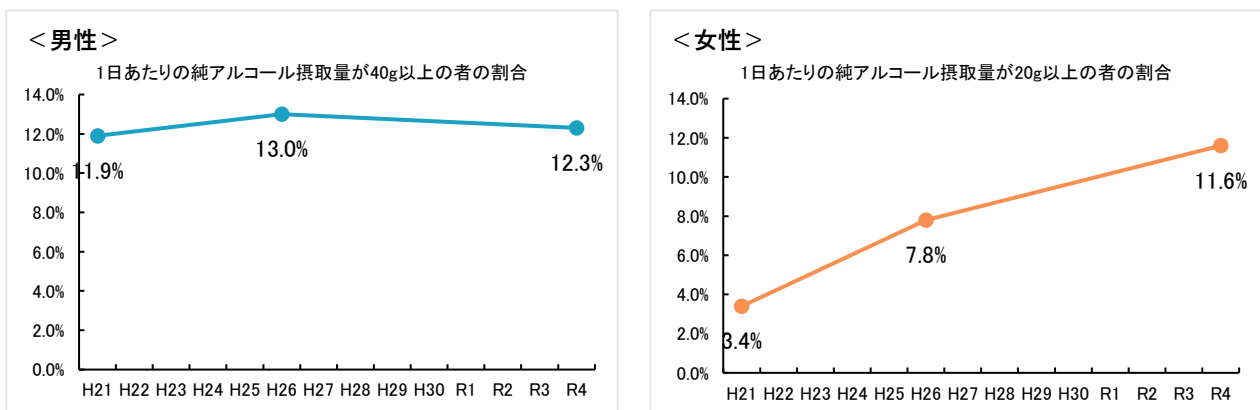
④ 飲酒

飲酒は、さまざまな健康障害との関連が指摘されており、アルコール性肝障害、膵炎等の臓器障害、高血圧、心血管障害、がん等に深く関連しています。さらに、不安やうつ、自殺、事故といったリスクとも関連しています。

現状

生活習慣病（NCDs）のリスクを高める飲酒量を摂取している者の割合（令和4年度）は、男性12.3%、女性11.6%でした（図2-2-4-1）。特に、女性では健やか山梨21（第2次）策定時と比較して悪化しています。

図2-2-4-1) 生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の割合の推移



出典：県民栄養調査（平成21年度、平成26年度）、県民健康づくり実践状況調査（令和4年度）

低濃度のアルコールで飲みやすいものや大容量のもの等、多様な商品が販売されるようになったこと、また宴会ではなく、ひとりまたは家族との飲酒割合が高く、自宅での飲酒が身近になったこと等が、飲酒機会や飲酒量に影響を及ぼしている可能性があります（表2-2-4-1）。

また、家族の在り方の多様性や人と人とのつながりの希薄化等により、孤立・孤独世帯が増えており、自由に飲酒でき、飲酒量が増えやすいことから、アプローチの強化が必要です。

表2-2-4-1) 日ごろ飲酒する機会、最も多いものの割合（N=483）

項目	割合
家族と一緒に、家や店での飲酒	45.5%
一人で、家や店での飲酒	35.6%
同僚、知人、友人との飲酒	8.9%
職場の飲み会（忘年会、送別会、懇親会など）	1.2%
その他	0.2%
無回答	8.5%

出典：令和4年度県民健康づくり実践状況調査

アルコールの健康への影響に関する正しい知識を学んだことのある者の割合は20.8%（出典：令和4年度県民健康づくり実践状況調査）でした。飲酒の時に注意していることとして「適量を決めている」（53.0%）でしたが（表2-2-4-2）、生活習慣病（NCDs）のリスクを高める飲酒量を知っている者の割合は19.6%（出典：令和4年度県民健康づくり実践状況調査）でした。また、「休肝日を設ける」は29.0%でした。以上から、正しい知識がないことで適切な飲酒行動をとれていない可能性が考えられます。

表2-2-4-2) お酒を飲むときに注意していること（複数回答）（N=483）

項目	割合
食べながら飲む（空腹で飲まない）	71.4%
適量を決めている	53.0%
休肝日（お酒を飲まない日）を設ける	29.0%
寝酒はしない	14.5%
はしご酒はしない	8.5%
その他	3.1%
無回答	3.3%

出典：令和4年度県民健康づくり実践状況調査

課題

● 特に女性で生活習慣病(NCDs)のリスクを高める量の飲酒をする者の割合が高い

（要因）多様な商品の販売や新たな生活様式等により飲酒が身近になった可能性、正しい知識が届いておらず適切な行動をとることができない可能性

目標の設定

	項目		ベースライン	出典	目標値
52	生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少 ※1日当たりの純アルコール摂取量が 男性40g以上、女性20g以上の者の割合	男性	12.3% (R4)	県民健康づくり 実践状況調査	10.1% (R17)
53		女性	11.6% (R4)		9.5% (R17)

飲酒は予防可能ながんリスク因子とされており、山梨県がん対策推進計画と整合を図りました。さらに依存症等対策推進計画においても、アルコール健康障害の発症予防が重点課題とされていることとも整合を図りました。

男性の目標値は第2次計画に引き続き、10.1%を目標値としました。女性は、増加している現状から男性と同じ減少率（-17.9%）を目標値としました。

取り組みの方向性

- **飲酒についての正しい情報の発信**

飲酒と生活習慣や疾患等との関連性を含めて、情報発信していきます。

- **普及啓発**

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）を中心に、国や市町村、関係機関等と連携した啓発事業を展開し、県民のアルコール関連問題に対する関心と理解を深めます。

また、20歳未満者等の飲酒を防止するため、国や市町村、関係団体、事業者等と連携し啓発するとともに、小学校、中学校及び高等学校において、アルコールが心身に及ぼす影響等について教育を行います。

さらに、妊婦健康診査及び母親学級等を通じて、妊婦自身や乳児への飲酒の悪影響に関する知識等の普及啓発を図ります。

職域及び事業所への出前講座等において、飲酒に伴う生活習慣病（NCDs）のリスクや適正飲酒等に関する啓発普及を行います。

- **人材育成**

市町村や医療保険者が、特定健康診査及び特定保健指導等で、アルコールの適正飲酒の保健指導が行えるように支援します。

また、市町村が、母子健康手帳交付時や妊産婦訪問時に、飲酒が胎児・乳児に及ぼす影響に関する保健指導を行っています。市町村や医療機関等において、妊娠中や出産後の飲酒防止に向けた、妊婦健診や母親学級、両親学級などで女性・妊婦等に対する妊婦自身や乳児への飲酒の悪影響に関する知識等の普及啓発を行えるよう支援します。

- **適切な酒類販売管理**

酒類業界は、20歳未満者等への販売禁止を周知徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講に取り組みます。

風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満者等への酒類提供の禁止を周知徹底します。風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満者等への酒類提供について、指導・取締りを強化します。